昭和三十九年法律第百十一号

る行為の処罰に関する特例法 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げ

第一条 この法律は、新幹線鉄道(全国新幹線鉄 を定めるものとする。 業法(明治三十三年法律第六十五号)の特例等 運行の安全を妨げる行為の処罰に関し、鉄道営 速度で走行できることにかんがみ、その列車の の主たる区間を二百キロメートル毎時以上の高 る新幹線鉄道をいう。以下同じ。) の列車がそ 道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)によ

以下の罰金に処する。 行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は五万円 を損壊し、その他これらの設備の機能を損なう 定める列車の運行の安全を確保するための設備 備、列車集中制御設備その他の国土交通省令で

3 下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

万円以下の罰金に処する。

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一 年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処す

為をした者 これに附属する保線用通路その他の施設であ だりに、物件を新幹線鉄道の線路(軌道及び いて同じ。)上に置き、 トル以内の場所にあるものをいう。次号にお つて、軌道の中心線の両側について幅三メー 列車の運行の妨害となるような方法で、み 又はこれに類する行

一 新幹線鉄道の線路内にみだりに立ち入つ

附 号) 則 (昭和四五年五月一八日法律第七

(経過規定)

(運行保安設備の損壊等の罪)

第二条 新幹線鉄道の用に供する自動列車制御設

機能を損なうおそれのある行為をした者は、 ※能を損なうおそれのある行為をした者は、五第一項の設備を損傷し、その他同項の設備の 前項の設備をみだりに操作した者は、一年以

(線路上に物件を置く等の罪)

(列車に物件を投げる等の罪)

件を投げ、又は発射した者は、五万円以下の罰 第四条 新幹線鉄道の走行中の列車に向かつて物 金に処する。

えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して六月をこ

2 この法律の施行の際現に日本国有鉄道が営業 鉄道とする。

則 (平成三年四月二六日法律第四七

この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一一年一二月二二日法律第

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め は、平成十三年一月六日から施行する。ただ る日から施行する。

第千三百四十四条の規定 公布の日 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

号) 附 則 抄 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

第五百九条の規定 公布の日

1

とに、政令で定める日から適用する。 それぞれ、営業を開始する政令で定める区間ご する新幹線鉄道以外の新幹線鉄道については、 道が営業を行つている東京都と大阪府とを連絡 の規定は、この法律の施行の際現に日本国有鉄 運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法 の規定による改正後の新幹線鉄道における列車 経過した日から施行する。ただし、附則第五項 この法律は、公布の日から起算して一箇月を

連絡する新幹線鉄道は、この法律による新幹線 鉄道が建設を行なつている大阪市と福岡市とを 幹線鉄道及びこの法律の施行の際現に日本国有 を行なつている東京都と大阪府とを連絡する新

(施行期日) 一六〇号) 抄